

高萩市地域活動推進支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地域で活動する各種団体等が情報を共有し、連携協力して課題解決を図る活動を自主的に行う組織（以下「活性化協議会」という。）の運営を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、高萩市補助金等交付に関する規則（平成19年高萩市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、高萩市常設委員設置要綱（昭和56年高萩市告示第27号）第2条に規定する区域内又は社会福祉法人高萩市社会福祉協議会支部の区域内で活動する複数の各種団体等（自主防災組織、消防団、社会福祉法人高萩市社会福祉協議会支部その他の地域組織をいう。）で組織された活性化協議会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、活性化協議会の結成及び活動（次条第1項及び第3項において「活動等」という。）に係る経費とする。

2 補助の対象となる活性化協議会の活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 地域の活性化及びコミュニティを推進する活動

- (2) 地域のごみ拾い、花壇設置等社会に貢献する活動
 - (3) 防災訓練の参加等防災・減災に関する活動
 - (4) その他コミュニティ活動の推進のために必要と市長が認めたもの
- (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、活性化協議会の活動等に要する経費の合計額とし、別表に掲げる補助限度額を限度とする。

- 2 活性化協議会の結成に要する経費に対する補助金の交付は、1団体につき1回のみとする。
- 3 活性化協議会の活動に要する経費に対する補助金の交付は、結成の翌年度から起算して3年間とする。ただし、既に同様の組織がある場合は、申請年度から起算して3年間とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする活性化協議会は、高萩市地域活動推進支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 高萩市地域活動推進支援実施計画書（様式第2号）
- (2) 高萩市地域活動推進支援収支予算書（様式第3号）
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、高萩市地域活動推進支援補助

金交付決定（申請却下）通知書（様式第4号）により、同条の規定による申請を行った活性化協議会に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定をした活動の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前条の規定により補助金の交付の決定（次条及び第9条において「交付決定」という。）を受けた活性化協議会（以下「補助事業者」という。）が、前項の概算払を受けようとするときは、高萩市地域活動推進支援補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、交付決定に係る会計年度が終了したときは、高萩市地域活動推進支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に高萩市地域活動推進支援補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高萩市地域活動推進支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(書類の保存)

第11条 補助事業者は、活動等に係る関係書類を整備し、活動等が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	地区の世帯数	補助限度額
結成に要する経費		年額30,000円
活動に要する経費 (結成した年度の 翌年度から3年間)	150以下	年額20,000円+ 200円×世帯数
	151以上	年額50,000円